

令和 2 年第 2 回
美唄市議会定例会会議録
令和 2 年 6 月 19 日（金曜日）
午前 10 時 00 分 開議

◎議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 委員長報告

1 議案第 30 号 美唄市多目的宿泊施設条例制定の件（総務・文教）

2 議案第 31 号 美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件（総務・文教）

3 議案第 32 号 財産購入の件（災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車）（総務・文教）

4 議案第 60 号 美唄市新型コロナウイルス感染症対策応援基金条例制定の件（総務・文教）

5 議案第 33 号 美唄市税条例の一部改正の件（産業・厚生）

6 議案第 34 号 美唄市固定資産評価審査委員会条例の一部改正の件（産業・厚生）

7 議案第 35 号 美唄市字の名称及び区域変更の件（産業・厚生）

8 議案第 36 号 市道路線の認定及び廃止の件（産業・厚生）

9 議案第 37 号 令和 2 年度美唄市一般会計補正予算（第 4 号）（予算審査特別）

10 議案第 38 号 令和 2 年度美唄市国民健康保険会計補正予算（第 1 号）（予算審査特別）

11 議案第 39 号 令和 2 年度市立美唄病院事業会計補正予算（第 1 号）（予算審査特別）

12 議案第 61 号 令和 2 年度美唄市一般会計補正予算（第 5 号）（予算審査特別）

第 3 議案第 40 号 美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件

第 4 議案第 41 号 美唄市農業委員会委員任命の件

第 5 議案第 42 号 美唄市農業委員会委員任命の件

第 6 議案第 43 号 美唄市農業委員会委員任命の件

第 7 議案第 44 号 美唄市農業委員会委員任命の件

第 8 議案第 45 号 美唄市農業委員会委員任命の件

第 9 議案第 46 号 美唄市農業委員会委員任命の件

第 10 議案第 47 号 美唄市農業委員会委員任命の件

第 11 議案第 48 号 美唄市農業委員会委員任命の件

第 12 議案第 49 号 美唄市農業委員会委員任命の件

第 13 議案第 50 号 美唄市農業委員会委員任命の件

第 14 議案第 51 号 美唄市農業委員会委員任命の件

第 15 議案第 52 号 美唄市農業委員会委員任命の件

第 16 議案第 53 号 美唄市農業委員会委員任命の件

- 第 17 議案第 54 号 美唄市農業委員会委員任命の件
- 第 18 議案第 55 号 美唄市農業委員会委員任命の件
- 第 19 議案第 56 号 美唄市農業委員会委員任命の件
- 第 20 議案第 57 号 美唄市農業委員会委員任命の件
- 第 21 議案第 58 号 美唄市農業委員会委員任命の件
- 第 22 議案第 59 号 美唄市農業委員会委員任命の件
- 第 23 意見書案第 1 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 第 24 意見書案第 2 号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 第 25 意見書案第 3 号 2020 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
- 第 26 意見書案第 4 号 新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書

◎出席議員（14名）

議長 金子 義彦 君
副議長 桜井 龍雄 君
1 番 伊藤 真久 君
2 番 森 明人 君
3 番 齋藤 久美夫 君
4 番 山上 他美夫 君
5 番 山崎 一広 君
6 番 川上 美樹 君
7 番 楠 徹也 君
8 番 松山 教宗 君

9 番 本郷 幸治 君
10 番 紫藤 政則 君
12 番 谷村 知重 君
13 番 小関 勝教 君

◎出席説明員

市長 板東 知文 君
副市長 市川 厚記 君
総務部長 猪谷 憲恭 君
市民部長 松田 公史 君
保健福祉部長兼福祉事務局長 高橋 英雄 君
経済部長 東 貴弘 君
都市整備部長 米澤 勝 君
市立美唄病院事務局長 今澤 清隆 君
消防長 相馬 一司 君
総務部総務課長 平野 太一 君
総務部総務課長補佐 高橋 修也 君

教育委員会教育長 天野 政俊 君
教育委員会教育部長 阿部 良雄 君

選挙管理委員会委員長 高田 豊 君
選挙管理委員会事務局長 日下 聡 君

農業委員会会長 今田 邦彦 君
農業委員会事務局長 高田 裕二 君

監査委員 後藤 樹人 君
監査事務局長 根布 忠幸 君

◎事務局職員出席者

事務局 局長 村谷 昌春 君
次 長 門田 昌之 君

午前10時00分 開議

●議長金子義彦君 これより、本日の会議を開きます。

日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

5番 山崎一広議員

6番 川上美樹議員

を指名いたします。

●議長金子義彦君 次に、日程の第2、委員長報告に入ります。

順序1、議案第30号「美唄市多目的宿泊施設条例制定の件」ないし順序12、議案第61号「令和2年度美唄市一般会計補正予算第5号」の以上12件を一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長の報告を求めます。

はじめに、議案第30号ないし議案第32号及び議案第60号の以上4件について、楠総務・文教委員長。

●総務・文教委員会委員長楠徹也議員（登壇）

ただいま議題となりました、議案第30号美唄市多目的宿泊施設条例制定の件、議案第31号美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件、議案第32号財産購入の件（災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車）及び議案第60号美唄市新型コロナウイルス感染症対策応援基金条例制定の件の以上4件について、総務・文教委員会の審査の経過、並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、6月16日、委員会を招集して、審査いたしました。はじめに、議案第30号に対する質疑・答弁について申し上げます。施設の利用料金の還付について、12

条の第5項と第6項での違いは何か、また、両項目とも還付の扱いについて定めており、重複していると考えことから、第5項のただし書きは必要ないのでは、との質疑に対し、第12条第5項については、利用者の利用料金の納付後に減免を決定した場合、減免額を還付できることを定めており、第6項については、通常の利用料金を納付し、コロナウイルス感染症など、市の判断で閉館した場合などを想定して規定したものである、との答弁がありました。

次に、議案第60号に対する質疑・答弁について申し上げます。

基金の設置に関し、利用目的や用途について、広く市民に周知することで、寄附の拡大につながっていくと思うが、その考え方について、との質疑に対し、寄附を積極的に募るといった考え方については、持っていないところであるが、広報紙メロディーを通して、基金設立のお知らせをするとともに、賛同いただける方に対しては、今後の活用方法、趣旨をしっかりと伝えし、取り組んでいきたいとの答弁がありました。

なお、議案第31号及び議案第32号に対する質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第31号、議案第32号及び議案第60号の以上3件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議案第30号については、第12条第5項のただし書き以下の条文を削るものと修正可決し、また修正部分を除くその他の部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきま

すよう、お願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長金子義彦君 次に、議案第 33 号ないし議案第 36 号の以上 4 件について、松山産業・厚生委員長。

●産業・厚生委員会委員長松山教宗議員（登壇） ただいま議題となりました、議案第 33 号美唄市税条例の一部改正の件、議案第 34 号美唄市固定資産評価審査委員会条例の一部改正の件、議案第 35 号美唄市字の名称及び区域変更の件、議案第 36 号市道路線の認定及び廃止の件の以上 4 件について、産業・厚生委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、6 月 17 日、委員会を招集して審査いたしました。

初めに、議案第 33 号に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。今回のコロナ禍において所得が著しく減少している市民がいると思うが、市では、税の納付猶予または、減額について何か対策を講じているのか。また、国保税の納付猶予をした場合でも、国民健康保険証は通常の保険証が交付されているのかとの質疑に対し、市税の猶予については、通常部分の猶予とは別に、新型コロナウイルス関連として 1 年間の猶予ができるよう、条例改正を行ったところであり、国民健康保険税についてもこの条例に沿って 1 年間の猶予が適用されることとなった。なお、保険税の納付を猶予した場合でも国民健康保険証については通常どおりの保険証が交付されることになっているとの答弁がありました。

次に、議案第 36 号に対する質疑・答弁につ

いて申し上げます。

西 27 線を市道認定から外すことにより、市の所管の道路ではなくなるが、今後はどのような扱いになるかとの質疑に対し、今後は、農道として整備され、最終的には換地処分を行うことにより、大半は北海土地改良区の所管となり、残地部分については水田として整備され、関係従事者が所管することになるとの答弁がありました。

なお、議案第 34 号、議案第 35 号についての質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第 33 号ないし議案第 36 号の以上 4 件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおりご承認いただきますようお願い申し上げます、報告を終わります。

●議長金子義彦君 次に、議案第 37 号ないし議案第 39 号及び議案第 61 号の以上 4 件について、松山予算審査特別委員長。

●予算審査特別委員会委員長松山教宗議員（登壇） ただいま議案となりました、議案第 37 号令和 2 年度美唄市一般会計補正予算（第 4 号）、議案第 38 号令和 2 年度美唄市国民健康保険会計補正予算（第 1 号）、議案第 39 号令和 2 年度市立美唄病院事業会計補正予算（第 1 号）、及び議案第 61 号令和 2 年度美唄市一般会計補正予算（第 5 号）について、予算審査特別委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、6 月 17 日、委員会を招集して、審査をいたしました。

初めに、議案第 37 号の質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

「災害対応特殊救急自動車整備事業」について、救急車両については、今回の整備により何台となるのか。また、アイソレーター装置は、現在所有している救急車両にも装備できるのか、との質疑に対し、救急車両については、今回の購入で3台となり、アイソレーター装置は、持ち運びが可能なため、全ての救急車両に装着可能となるとの答弁がありました。

次に、「小学校コンピューター教育事業」、「中学校コンピューター教育事業」について、役務費でWi-fi ルーターの経費を計上しているが、これは通信料として予算計上しているのか、あるいはWi-fi ルーターを借りるのか、また、各々の家庭で通信環境の違いがあり、Wi-fi 環境の整った家庭もあると思うが、その場合にでも今回整備されるWi-fi ルーターを利用することになるのかとの質疑に対し、Wi-fi ルーターについては、ポケットWi-fi と言われる物をリースし、児童生徒が使用する際に貸し出すこととしている。また、通信環境については、各家庭で様々であることから、全ての児童生徒が同じ環境下で使用するができるよう、Wi-fi ルーターを貸し出して使用していただくことと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第38号の質疑・答弁について申し上げます。「傷病手当金給付事業」について国保被保険者の30パーセントを給付所得者と見込んでいるが、これは美唄市の現状に合ったものなのか。また、この事業の適用期間はどのようになっていて、給付内容については他の健康保険に準じた内容となっているのかとの質疑に対し、給与所得者の割合30パー

セントについては、美唄市の実情に合ったものとなっており、事業の適用期間については、令和2年9月30日までとなっている。また、給付の内容については、他の健康保険と同様の給付内容となっている、との答弁がありました。

次に、議案第39号の質疑・答弁について申し上げます。

「市立美唄病院事業」について新型コロナウイルス感染症の院内感染を防ぐため、感染が疑われる患者に対する動線を分離するための改修を行うとのことであるが、その改修内容と、診察方法はどのようになっているのか、との質疑に対し、改修の内容については、既存のMRI棟の西側にスロープを設置し、入り口を設け、MRIの機械室を待合室として利用し、機械室に隣接する検査準備室を診察室として利用する予定としている。なお、診察については当院ではPCR検査が行えないことから、新型コロナウイルスの感染が疑われる場合は、医師の判断により保健所と連携して指定医療機関につなぐこととしているとの答弁がありました。

次に、議案第61号の質疑・答弁について申し上げます。

「保育環境改善等事業」について認可外の保育所や、へき地保育所も合わせて後日補助されると説明があったが、認可保育所と同様の補助となるのか。との質疑に対し、美唄市立のへき地保育所及び市内の認可外保育所については、北海道が各施設に対して要望調査等を行い、補助する形で実施される予定となっている、との答弁がありました。

結果といたしまして、議案第37号ないし議

案第 39 号及び議案第 61 号の以上 4 件については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長金子義彦君 これより、議案第 30 号ないし議案第 32 号及び議案第 60 号の以上 4 件について、一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括質疑を終結いたします。

これより、一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括討論を終結いたします。

これより、一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり、決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 30 号、「美唄市多目的宿泊施設条例制定の件」**ないし、**議案第 32 号「財産購入の件」、及び、議案第 60 号「美唄市新型コロナウイルス感染症対策応援基金条例制定の件」**の以上 4 件は、委員長報告のとおり、**決定**されました。

これより、議案第 33 号ないし議案第 36 号の以上 4 件について、一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり、決すること

に、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 33 号、「美唄市税条例の一部改正の件」、ないし、議案第 36 号、「市道路線の認定及び廃止の件」**の以上 4 件は、委員長報告のとおり、**決定**されました。

これより、議案第 37 号ないし議案第 39 号及び議案第 61 号の以上 4 件について、一括質疑を行います。

これをもって、一括質疑を終結いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これより一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 37 号、「令和 2 年度美唄市一般会計補正予算第 4 号」、ないし、議案第 39 号、令和 2 年度市立美唄病院事業会計補正予算第 1 号」及び議案第 61 号令和 2 年度美唄市一般会計補正予算第 5 号**以上 4 件は、委員長報告のとおり、**決定**されました。

●議長金子義彦君 次に、日程の第 3、議案第 40 号「美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件」ないし日程の第 22 議案第 59 号「美唄市農業委員会委員任命の件」の以上 20 件について、一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。
市長。

●市長板東知文君 ただいま上程されました、各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第 40 号、美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件であります。

本件は、吉村俊子委員が 9 月 1 日をもって任期満了となりますので、本市固定資産評価審査委員会委員として引き続き、吉村俊子氏を選任いたしたく、地方税法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第 41 号ないし議案第 59 号、美唄市農業委員会委員任命の件であります。

本件は、現在の委員が 7 月 19 日をもって任期満了となりますので、本市農業委員会委員 19 名の任命につきまして、農業委員会等に関する法律の規定により、議会の同意を求めるもので、議案第 41 号は、畑雄二氏を、議案第 42 号は、峯崎光行氏を、議案第 43 号は、赤澤良一氏を、議案第 44 号は、中澤裕幸氏を、議案第 45 号は、岩間秀一氏を、議案第 46 号は、長谷川彰徳氏を、議案第 47 号は、鈴木孝典氏を、議案第 48 号は、吉田彰氏を、議案第 49 号は、澁谷英昭氏を、議案第 50 号は、今田邦彦氏を、議案第 51 号は、白木義一氏を、議案第 52 号は、太田秀樹氏を、議案第 53 号は、柏葉政良氏を、議案第 54 号は、高橋修氏を、議案第 55 号は、三浦照明氏を、議案第 56 号は、貞廣樹良氏を、議案第 57 号は、齋藤良平氏を、議案第 58 号は、田中政幸氏を、議案第 59 号は、森良明氏を、それぞれ任命しようとするものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長金子義彦君 お諮りいたします。

ただいま、提案理由の説明のありました議

案第 40 号については、別にご発言もないようですので、原案のとおりこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 40 号「美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件」**は、原案のとおり同意することに**決定**されました。

次に、議案第 41 号ないし議案第 59 号の以上 19 件について、一括採決いたします。お諮りいたします。

ただいま、提案理由の説明がありました。議案第 41 号ないし議案第 59 号の以上 19 件については、別にご発言もないようですので、原案のとおり、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 41 号、「美唄市農業委員会委員の任命の件」、ないし、議案第 59 号、「美唄市農業委員会委員任命の件」の以上 19 件**は、原案のとおり同意することに**決定**されました。

●議長金子義彦君 次に、日程の第 23、意見書案第 1 号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書、ないし日程の第 26、意見書案第 4 号新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書の以上 4 件を、一括議題といたします。

本件に関し、それぞれ提案理由の説明を求めます。

はじめに、意見書案第 1 号ないし意見書案第 3 号の以上 3 件について、12 番谷村知重議員

●12 番谷村知重議員 ただいま議題となりました、意見書案第 1 号ないし意見書案第 3 号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明に変えさせていただきます。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策 の充実・強化を求める意見書

本道の森林は全国の森林面積の 4 分の 1 を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要があります。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものであります。

道では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、さまざまな取り組みを進めてきたところであります。

人工林資源が本格的な利用期を迎える中、計画的な間伐や伐採後の着実な植林を一層進めるため、地方債の特例措置を継続するなど、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要です。よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望します。

記

1. 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

2. 間伐、植林、種苗生産等を着実に進めるため、「森林の間伐等の実施の促進に関する特例措置法」を延長し、同法に基づく森林整備事業の都道府県・市町村負担分の起債を可能とする地方債の特例措置を継続すること。

3. 森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林業事業体や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和 2 年 6 月 19 日

北海道美唄市市議会

地方財政の充実・強化を求める意見書

いま、地方自治体には、医療・介護などの社会保障をはじめ、多様化した行政需要への対応が求められています。また、新たに発生した新型コロナウイルス感染症は、いまだ収束の目処は見通せず、長期化が予想されています。

政府は、いわゆる「骨太方針 2018」で、2021 年度の地方財政計画まで一定の水準を確保するとし、2020 年度の一般財源総額は、その水準を超えるものとなりました。

しかし、人口減少・超高齢化にともなう社

会保障関連をはじめ、新型コロナウイルス感染にかかる継続的な対策を必要とする地方の財源需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実強化が求められています。

過疎地である美唄市は、自主財源が乏しく、国への依存財源率が極めて高い財政構造が常態化しており、美唄市民の命と生活を守り、持続可能な地域づくりをすすめていくためには、国の財政支援は必要不可欠です。

よって、2020 年度補正予算および 2021 年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、地方財政の確立に向けて、以下の事項の実現を強く要望します。

記

1. 新型コロナウイルス感染症対策に伴う、「地方創生臨時交付金」及び「緊急包括支援交付金」の総額を増額し、財政力の弱い自治体に十分な対策が実行できるような財政措置を行うこと。
2. さらに、各自治体の実情に応じた実効性ある対策が、講じられるよう国の対策に伴い地方負担が生じる場合には、確実に交付金の対象とするとともに、地方にとって自由度の高い制度とすること。
3. 増大する地方自治体の財政需要に柔軟に対応し得る一般財源総額を確保し、子育て、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材確保のための関連予算の確保を行うこと。
4. 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている 1 兆円について、引き続き同規模の財源を確保すること。
5. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能

の強化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じるとともに、「業務改革の取組等の成果を反映した算定（トップランナー方式）」は、地方の実情に反し、本来地方交付税に求められる財源保障機能を損なう算定方式であることから、その廃止にむけ検討すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和 2 年 6 月 19 日

北海道美唄市議会

2020 年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア（働く貧困層）解消のための「セーフティネット」の 1 つとして最も重要なものです。

道内で働く者の暮らしは依然として厳しく、特に年収 200 万円以下の所謂ワーキングプアと呼ばれる労働者は、道内でも 41.5 万人と、給与所得者の 24.3 パーセントに達しています。また、道内の全労働者は 216 万人（内パート労働者 64.7 万人）の内、51 万人を超える方が最低賃金に張り付いている実態にあります。

労働基準法第 2 条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

経済財政運営と改革の基本方針 2019 において「より早期に全国加重平均が 1,000 円に

なることを目指す」としています。北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、全国平均 1,000 円に向けた目標設定合意を 6 年連続で表記しました。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、新型コロナウイルス感染症が収束した際の個人消費にも影響を与え、北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

つきましては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、令和 2 年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

記

1. 「より早期に全国加重平均が 1,000 円になることを目指す」という目標を掲げた「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）」を十分尊重し、経済の自律的成長の実現に向けて、最低賃金を大幅に引きあげること。

2. 設定する最低賃金は、経験豊富な労働者の時間額が、道内高卒初任給（時間額 994 円を下回らない水準に改善すること。

3. 厚生労働省のキャリアアップ助成金など各種助成金を有効活用した最低賃金の引き上げを図ること。同時に、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実行ある対策をはかるよう国に対し要請すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

令和 2 年 6 月 19 日

北海道美唄市議会。

なお、提出先は案文記載のとおりでありま

すので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長金子義彦君 次に、意見書案第 4 号について、8 番松山教宗議員。

●松山議員 ただいま議題となりました、意見書案第 4 号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明に代えさせていただきます。

新たな基本計画における農村振興の強化を 求める意見書

我が国の農業は、相次ぐ大型自由貿易協定の発効によって、農畜産物の国境措置が脆弱化し、外国産との市場競争に晒され、農業者は生産と価格の面で厳しい環境下に置かれています。更に、近年では頻発する自然災害での影響や、新型コロナウイルス感染症が発症し、様々なリスクが浮き彫りとなっており、特に不測時における医・食をはじめとした生活物資不足への対応が課題となっています。こうした中、地域においては人・物・情報などが滞っており、いっそう経済が疲弊し不安が高まっていることから、今後の地域再生に向けた取り組みが急務となっています。

一方、政府が今年 3 月に新たに策定した、今後の 10 年間の農政の指針となる「食料・農業・農村基本計画」の推進にあたっては、同基本法での「食料の安定供給」、「多面的機能の発揮」、「農業の持続的発展」、「農村の振興」の理念のもと、食料自給率の向上・食料安全保障を確立し、地域社会の維持・存続を図る。地域政策が重要となっており、産業政策との車の両輪として実効性ある具体的に施策が求

められています。

美唄市においては、基幹産業を農業と位置づけ各種事業への取り組みを行っていますが、新規就農者や後継者にとっても、現行農業政策に不安を抱く中、確たる地域農業政策の拡充が求められています。国として更なる農業政策を図るべく、実効性を強く求めるものがあります。

ついては、自然災害や新型コロナウイルス感染症によって地域経済・社会が甚大な影響を被っていることから、一次産業を含めた農村地域の一層の振興を図るべく、下記のとおり要望いたします。

記

1. 農村地域で安心して暮らせる生活環境の整備に向けて、都市部と同等の医療・福祉・教育・雇用・情報通信などについての十分な施策支援を講じること。また、基幹産業である農業への政策として、農地の維持など日本型直接支払制度の拡充・強化や地域社会の維持・活性化に繋がる新たな政策支援を講じること。

2. 食料安全保障の観点から、新たな基本計画で掲げる食料自給率目標（カロリーベース45%）が確実に達成できるよう、農畜産物の市場開放に歯止めをかけるとともに、国内農業の生産並びに農村振興の強化など具体的な政策を講じること。また、国内農畜産物の再生産に向けた農業経営の安定化・所得補償の充実を図るとともに、災害に強い農業づくりに向けた十分な財政措置を講じること。

3. 家族農業や農業法人など多様な農業が共存できる地域政策の充実を図り、次世代を担

う新規就農者や後継者などの育成・確保対策を強化するとともに、農村人口の維持や移住・定住促進に向けた環境整備のための手厚い財政支援を講じること。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。
令和2年6月19日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおり、ご承認いただきますよう、お願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長金子義彦君 お諮りいたします。

ただいま、提案理由の説明がありました、意見書案第1号ないし意見書案第4号の以上4件については、別にご発言もないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**意見書案第1号「林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書」、ないし、意見書案第4号「新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書」の以上4件は、原案のとおり可決**されました。

●議長金子義彦君 以上もちまして、今期定例会に付議されました各案件は、全部議了いたしました。

これをもって、令和2年第2回美唄市議会定例会は、閉会いたします。

午前10時42分 閉会

